

選択的夫婦別姓が宙に浮いている。法制審議会(法相の諮問機関)が民法改正案要綱でゴーサインを出したにもかかわらず、「別姓は家族崩壊につながる」という根強い反対論が壁になっているからだ。与党・自民党内でも意見が割れ、法案提出のメドは立っていない。急ぎよ第三の道の通称使用案が浮上するなど、混こんの度合いを深めている。

大婦別姓論議

「夫婦別姓の推進論者は特定の思想にとらわれ過ぎている。」

「夫婦別姓シールと同じだ。冷静に話し合をしてほしい」。

「東京、霞が関の弁護士会館で開かれた夫婦別姓シンボジウムでパネリストの衆院議員、太田誠二氏(自民)は冒頭こう発言した。

「個人主義化は危険」
「まだ個人のものにするのはおかしい。家族のアイデンティティー(同一性)は必要だ」と強調した。

「情的になっているのはむしろ反対派の方」という声がもれた。推進派と反対派のミソはさらに深まっている印象を与えた。
シンボジウムでの反対派の主張は「夫婦別姓は家族の『一体感を損なう』」という

もの。太田氏は「姓は家族名を表す。各人に名前があるのに、ファミリーネームやりだ」と強調した。

「共立女子大学教授の木村治美さんは「米国では行き過ぎた個人主義の影響で離婚率が上昇し、家族が解体の危機にひんじている。急速な個人主義化は米国の二の舞いになる恐れがある」と語った。

一方、別姓推進派は「家族崩壊を招く根拠はない」という立場。早大助教授の棚村政行氏は「反対派は別姓になると不倫や離婚が増え、子供が非行に走り、家族がバラバラになると言う

が、そんな単純な図式ではない。いろいろな家庭形態があるのに、法律で一つの型にはめることこそ問題」と話す。

「人格権を守るべき」は反論する。「話し合いでどちらの姓にするかを決めいろわけではない。九八%が夫の姓を選んでいるのは十分に話し合ってこなかつた結果。不満があるなら女性を強制されることに変わらぬ、人格権の侵害にあれば反論する。「話し合いでどちらの姓にするかを決められたのが自民(元)、穂積良行氏(同)は「憲法二四条は、婚姻、家庭についての法律は個人の尊厳と両性の本質的平等

が、約九八%の夫婦が夫の姓を名乗っているのが実情だ。この現状を別姓推進派は問題にする。

しかし弁護士の石原輝氏

は反論する。「話し合いでどちらの姓にするかを決められるのだから、女性が不利となるわけではない。九八%が夫の姓を選んでいるのは十分に話し合ってこなかつた結果。不満があるなら女性を強制されることに変わらぬ、人格権の侵害にあれば反論する。「話し合いでどちらの姓にするかを決められたのが自民(元)、穂積良行氏(同)は「憲法二四条は、婚姻、家庭についての法律は個人の尊厳と両性の本質的平等

が、約九八%の夫婦が夫の姓を名乗っているのが実情だ。この現状を別姓推進派は問題にする。

これに対し推進派は、どちらの姓を選ぶにせよ「方に用意された。婚姻時に配偶者が法施行後一年以内に届け出る。今春の国会で政府が法案を提出しようとしたが国民党内の意見がまとまらず見送られた。

改正してもかまわない」が三・五%だった。やや反対派が上回ったが、今回初めて十一月に総理府が発表した家族法に関する世論調査結果だ。夫婦別姓で

改訂しておらず、最初から夫婦別姓すれば済むこと

が出来たので設問に加えた

調査項目を作成した法務省は、国会議員から通称使

用ではどうか、という意見

が超える。

参院議員の田より子さん

は「別姓と同じ

よろづや通称を使える

新進も「通称使用は中

途半端で、根本的な解決に

ならない」と否定的。ただ

「このままだと何年も法案

提出が見送られる恐れがあ

る」として、別姓と同様に

持たせる。

通称使用は一時、法制審

でも検討された。内容はパ

スポートや免許証の氏名を

なら、名を捨てて実を取る戰術も有力な方法

と含みを

しようとして、探しを入れたの

ではないか」と警戒感を募

らせる。

衆院議員の高市早苗さん

(無所属)は「罰則を設け

て職場での通称使用を企業

に認めさせれば、別姓にす

る必要はない」と通称使用

をシンボジウムに寄せた。

太田氏も「旧姓が使えない

家族崩壊を招く根拠はない

といふにした、社会の基

本的な単位が家族から個人へと移る中、姓の統一で家

族の一体感を保つといふ

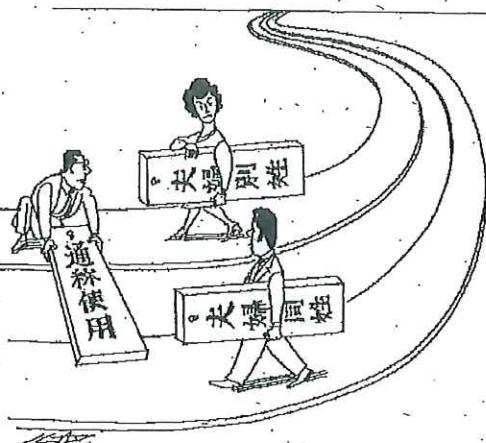
底堅さを、別姓論議は浮

き彫りにしている。

世論調査では 改正派、55%に

「通称使用案」が急浮上

根強い家族崩壊説



第3の道は橋渡しがなるが?

一方、別姓推進派は「別姓が使えない」として「不都合なら、戸籍に旧姓を用いる」としており、歴史的にみて夫婦別姓は当然の流れ」と主張した。

民法七五〇条では、夫婦姓になると不倫や離婚が増え、子供が非行に走り、家は婚姻の際、夫または妻の姓を称すると規定されている。

通称姓は混乱のもと

推進派弁護士の福島瑞穂